

■ 出願資格

社会人

本学のアドミッション・ポリシーを十分に理解し、次の1～4のいずれかに該当する者(社会人としての職歴は問わない)で、かつア、イを満たす者

- 1 高等学校もしくは中等教育学校を卒業後、2024年4月1日現在、4年以上経過している者
- 2 通常の課程による12年の学校教育(特別支援学校の高等部または高等専門学校(3年次)を修了後、2024年4月1日現在、4年以上経過している者
- 3 高等学校卒業程度認定試験または大学入学資格検定の合格者および定時制・通信制高等学校卒業生で2024年4月1日現在、22歳以上の者
- 4 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2024年4月1日現在、22歳以上の者

ア 本学での勉学を強く志望し、第1志望として入学を志す者

イ 出願時に大学・短期大学・高等専門学校等に在籍していない者

外国人留学生

本学のアドミッション・ポリシーを十分に理解し、次の1、2のいずれかに該当する者で、かつア～ウのすべてを満たす者

- 1 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者および2024年3月31日までに修了見込みの者
- 2 本学が個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者および2024年3月31日までにこれに該当する見込みのある者(2024年3月31日までに18歳に達する者)

ア 外国の国籍を有する者(日本の「永住者」および「特別永住者」として許可された者を除く)

イ (独)国際交流基金と(公財)日本国際教育支援協会が主催する「日本語能力試験(JLPT)N1に合格または(独)日本学生支援機構が実施する「日本留学試験(日本語)※」を読解・聴解・聴読解250点以上および記述35点以上得点した者

ウ 本学での勉学を強く志望し、第1志望として入学を志す者

※対象とする「日本留学試験」は2022年度第2回(11月実施)、2023年度第1回(6月実施)です。

外国人留学生の資格で出願を希望する方は、出願資格確認期間内(10月2日(月)必着)に必要な書類を提出し、出願資格の確認をおこなってください。確認をおこなっていない方は、出願することができません。詳細は、アドミッションセンターまでお問い合わせください。

海外帰国生

本学のアドミッション・ポリシーを十分に理解し、次の1～3のすべてを満たす者

- 1 日本国籍を有する者(「永住者」および「特別永住者」を含む)で、国内外を問わず学校教育における12年以上の課程を修了した者(2024年3月31日までに修了見込みの者を含む)または、本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2024年3月31日までに18歳に達する者。ただし、本学の教育を受けるに足る十分な日本語能力を有すること。
- 2 外国における修学年数が、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者
(1) 外国の中等教育機関に最終学年を含み継続して2学年以上在学し、2022年4月1日から2024年3月31日までに卒業または卒業見込みの者
(2) 外国の中等教育機関に継続して2学年以上在学し、帰国後、日本の高等学校に編入し、2024年3月31日までに卒業または卒業見込みの者(ただし、外国の中等教育機関の最終在籍日が2022年4月1日以降に限る)
- 3 次の外国語検定試験のいずれかの基準を満たす者
実用英語技能検定(方法問わず)準1級以上、TOEIC Listening & Reading Test(IPテストは不可) 500点以上、TOEFL iBT 48点以上、IELTS(アカデミック・モジュール)(方式問わず)4.5以上、GTEC(CBTタイプ、検定版)1000点以上、HSK4級以上、「ハングル」能力検定試験 2級以上、韓国語能力試験3級以上

注1) 外国に設置された高等学校で、日本の学校教育法に準拠した教育を実施している学校(在外教育施設)に在籍した者については、その期間を外国において学校教育を受けた期間とはみなさない。

注2) 日本に設置されているインターナショナルスクール、プリティッシュスクール、アメリカンスクール等の外国の高等学校に在籍した者については、その期間を外国において学校教育を受けた期間とはみなさない。